

第210回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第210期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ②事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
- ③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④連結計算書類の連結注記表
- ⑤計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥計算書類の個別注記表

倉敷紡績株式会社

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.kurabo.co.jp>）に掲載しているものです。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

◆ 業務の適正を確保するための体制（平成30年3月31日現在）

当連結会計年度における「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査等委員会、会計監査人による監査を行います。

- ①経営理念として「私たちクラブウは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」を制定
- ②行動基準を制定
- ③クラブウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラブウCSR委員会を設置。また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
- ④執行役員制度を採用
- ⑤監査室による内部監査の実施
- ⑥公益通報制度の運用
- ⑦反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存および管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。

また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ①執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化
- ②毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
- ③事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社につき、事業内容、規模、本店所在地等に応じて、以下の体制を構築しております。

- ①当社グループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ各社におけるクラボウグループ倫理綱領の実践
 - ・グループ各社の管理に関する規程等に基づく適切な管理、監督体制の構築
 - ・監査室によるグループ各社に対する監査の実施
 - ・クラボウCSR体制へのグループ各社の参加
- ②当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
 - ・グループ各社の管理に関する規程等におけるグループ各社が当社に報告すべき事項その他の報告に関する事項の規定および当該規定に基づく報告の実施

- ③当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理・コンプライアンスに関する規程等に基づくリスク管理の実施
 - ・諸規程に基づく人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスク管理の実施
- ④当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・クラボウグループの中期経営計画の策定、遂行によるグループとしての企業価値の向上
 - ・グループ経営戦略に関する会議を通じた、グループ各社との情報共有および適切な協業の実施
 - ・執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査等委員会の監査への協力体制の整備に努めるとともに、監査等委員の監査に関する費用の適切な処理を行います。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査等委員会から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査等委員会からの指示の実行性を確保します。

また、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査等委員会の同意を必要とするなど、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保します。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会への報告に関する体制につきましては、監査等委員会に対する報告に関する規程を制定し、取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人が監査等委員会に報告すべき事項として、次の事項を定めております。なお、監査等委員会に報告すべき事項のうちグループ各社に関する事項につきましては、原則として当該グループ会社を担当する執行役員が監査等委員会に報告するものとしています。

また、同規程において、報告者に対する不利益となる取扱いを禁止し、報告者の保護を図っております。

①決算報告書類等に関する事項

②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

③取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項

④公益通報規程に基づく通報内容に関する事項

⑤上記①から④の各号でグループ各社に関する事項

⑥上記①から⑤に掲げられた以外のもので、監査等委員会の監査に必要な事項

◆ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス、リスク管理に関する取組み

グループ会社全体のCSR活動を統括するクラブハウスCSR委員会のもとで、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティ、コンプライアンス等に関するリスクにつき、各専門委員会が当連結会計年度の活動方針に従い適切に実施し、その活動結果を取締役に報告しました。

また、監査室による当社およびグループ各社に対する監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告しました。

(2) 業務執行の適正性や効率性の向上

執行役員制度の採用により、経営と執行の分離を図っております。執行役員以上が参加する経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会に付議する事項についても議論することにより業務執行の適正性や効率性の向上に努めました。また、取締役会や経営会議の資料については、会日に先立って各取締役（監査等委員であるものを除く。）、各執行役員に配布し十分な情報提供を行いました。

(3) 監査等委員会の監査体制

社外取締役を含む監査等委員会に対しては、取締役会において決算書類その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について報告する等必要な報告を適宜実施しました。また、取締役会の資料については、会日に先立って各監査等委員に配布し十分な情報提供を行いました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループでは、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考え、次の取組みを実施しております。

①中期経営計画の実施

当社グループは、平成30年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「Advance'18」を実施しております。

「Advance'18」では、「収益拡大に向けた事業変革」を基本方針に、重点施策として以下の6項目を掲げております。

- ・事業環境の変化に対応した海外ビジネスの拡大・強化と国内ビジネスの再構築
- ・将来市場を見据えたマーケット志向型事業への転換
- ・高付加価値かつ高収益ビジネスの追求
- ・技術革新と新規事業創出
- ・次世代リーダーの確保と育成
- ・信頼される企業づくり

以上の重点施策を実施することにより、事業環境の変化にもフレキシブルに対応できる事業基盤を構築するとともに、常に時代に先駆けるというマインドを高く持ちながら、当中期経営計画を推進してまいります。

②株主の皆様への利益還元

当社では、株主の皆様に対する配当が、企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後も株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。

また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、クラブウCSR委員会のもと、環境への配慮、法令・ルールへの遵守など誠実かつ公正な企業活動を行うとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供してまいります。

④コーポレートガバナンスの強化

当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会での株主の皆様の承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行しております。社外取締役3名および社内取締役1名の計4名の取締役が監査等委員となり、これにより経営の透明性の向上および取締役会の監督機能の強化を図りました。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のもと、平成28年5月9日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）を導入いたしました。また、同年6月29日開催の定時株主総会において、本プランに対する株主の皆様の承認も得ております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には当社が新株予約権の発行等の対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

(4) 上記(3)の取組みが、上記(1)の基本方針に従い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しております。

本プランの有効期間は、平成31年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとされていますが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止されます。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合にも、本プランはその時点で廃止されるものとなっております。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

従って、本プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入したものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,040	17,407	50,963	△3,051	87,360
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,133		△1,133
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,869		4,869
自 己 株 式 の 取 得				△1,855	△1,855
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	3,736	△1,855	1,880
当 期 末 残 高	22,040	17,407	54,699	△4,907	89,241

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	13,935	76	△7,876	△534	5,601	3,282	96,244
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,133
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							4,869
自 己 株 式 の 取 得							△1,855
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,820	△130	199	162	2,052	263	2,315
当 期 変 動 額 合 計	1,820	△130	199	162	2,052	263	4,196
当 期 末 残 高	15,756	△53	△7,677	△371	7,654	3,545	100,440

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は25社（国内14社、海外11社）であり、会社名は次のとおりであります。

倉敷機械(株)	(株) クラボウテクノシステム
日本ジフィー食品(株)	クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)
(株) クラボウインターナショナル	クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)
倉敷繊維加工(株)	タイ・クラボウ(株)
大正紡績(株)	サイアム・クラボウ(株)
東名化成(株)	(株) クラボウ・マヌガル・テキスタイル
シーダム(株)	倉紡貿易（上海）有限公司
(株) 倉敷アイビスクエア	広州倉敷化工製品有限公司
エコー技研(株)	香港倉福塑料有限公司
クラボウ関西化成(株)	広州倉福塑料有限公司
(株) クラボウドライビングスクール	台湾倉敷機械股份有限公司
中国化成工業(株)	クラキアメリカコーポレーション
クラボウプラントシステム(株)	

(注) クラボウ工事サービス(株)は、平成29年9月1日付でクラボウプラントシステム(株)に商号を変更しました。

(2) 主要な非連結子会社名

恒栄商事(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社5社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の額のうち持分に見合う額は、いずれも連結計算書類に重要な影響がないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社は、1社（恒栄商事(株)）であります。

(2) 持分法適用の関連会社は、1社（タイ・テキスタイル・デベロップメント・アンド・フィニッシング(株)）であります。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社名及び関連会社名

(株) アクラベニタマ

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社8社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、倉敷機械㈱の決算日は3月20日、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)、タイ・クラブウ(有)、サイアム・クラブウ(有)、(株)クラブウ・マヌンガル・テキスタイル、倉紡貿易(上海)有限公司、広州倉敷化工製品有限公司、香港倉福塑料有限公司、広州倉福塑料有限公司及び台湾倉敷機械股份有限公司の決算日は12月31日、クラキアメリカコーポレーションの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

海外連結子会社は定額法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務、外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場や金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。なお、重要性がないものについては一時償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	17百万円
原材料	143百万円
建物及び構築物	6,355百万円
機械装置	1,923百万円
土地	5,052百万円
計	13,491百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,567百万円
長期借入金（1年内返済分を含む。）	428百万円
預り敷金保証金（1年内返済分を含む。）	4,837百万円
計	6,833百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 141,063百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入金に対する債務保証

(株)アクラベニタマ	186百万円
社会福祉法人石井記念愛染園（連帯保証）	887百万円
計	1,073百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

242,939,284株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	16,315,904株	5,345,934株	236株	21,661,602株

(注1) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加5,074,000株、所在不明株主からの買取りによる増加249,717株、単元未満株式の買取り請求による増加22,217株であります。

(注2) 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,133百万円	5円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,548百万円	利益剰余金	7円	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金を中心に安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

預り敷金保証金は、主として賃貸不動産の取引保証金として賃貸先から預かっております。

なお、デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	21,341	21,341	—
(2) 受取手形及び売掛金	40,422	40,422	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	42,216	42,216	—
資産計	103,980	103,980	—
(1) 支払手形及び買掛金	23,559	23,559	—
(2) 短期借入金	16,922	16,922	—
(3) 長期借入金	2,728	2,737	8
(4) 長期預り敷金保証金	10,269	10,004	△265
負債計	53,480	53,223	△256
デリバティブ取引(*)	(77)	(77)	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(資産)

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
また、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金及び(4) 長期預り敷金保証金
長期借入金及び長期預り敷金保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの
該当するものはありません。
- ②ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法 (*) 1	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	766	—	4
	買建 米ドル	買掛金	3,431	—	△81
	ユーロ	買掛金	24	—	△0
	人民元	買掛金	25	—	△0
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	1,153	—	(*) 2
	ユーロ	売掛金	17	—	
	買建 米ドル	買掛金	661	—	
	人民元	買掛金	13	—	

(*) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金・買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,452
その他	46

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設、遊休地などを所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
11,473	49,594

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額(不動産鑑定時からの調整を含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

437円89銭

2. 1株当たり当期純利益

21円61銭

(重要な後発事象に関する注記)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、単元株式数の変更にかかる定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第210回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしました。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、100株単位への移行期限が平成30年10月1日に定められました。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記2.に記載の株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について、10株を1株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の977,011,000株から97,701,100株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法及び割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

97,701,100株（併合前：977,011,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数（予定）

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	242,939,284株
併合により減少する株式の数	218,645,356株
併合後の発行済株式総数	24,293,928株

（注）「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の影響等

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の動向等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 今後の主要日程（予定）

定時株主総会開催日	平成30年6月28日
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日
本株式併合の効力発生日	平成30年10月1日
定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額	4,378円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	216円08銭

（備考）金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			利益剰余金 合計		
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資本剰余 金 合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (※)	剰 余 金 合計			
当 期 首 残 高	22,040	15,255	2,203	17,459	4,090	26,354	30,444	△3,051	66,892	
当 期 変 動 額										
特別償却準備金の取崩							—	—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩							—	—	—	
剰 余 金 の 配 当							△1,133	△1,133	△1,133	
当 期 純 利 益							3,044	3,044	3,044	
自己株式の取得								△1,855	△1,855	
自己株式の処分			0	0				0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	1,911	1,911	△1,855	55	
当 期 末 残 高	22,040	15,255	2,203	17,459	4,090	28,265	32,356	△4,907	66,948	

(※) その他利益剰余金の内訳

	そ の 他 利 益 剰 余 金						
	配当準備 積立金	従 業 員 保護基金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	1,500	330	713	4,043	14,000	5,767	26,354
当 期 変 動 額							
特別償却準備金の取崩			△104			104	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△185		185	—
剰 余 金 の 配 当						△1,133	△1,133
当 期 純 利 益						3,044	3,044
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△104	△185	—	2,201	1,911
当 期 末 残 高	1,500	330	608	3,858	14,000	7,968	28,265

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	13,841	55	13,897	80,790
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△1,133
当 期 純 利 益				3,044
自 己 株 式 の 取 得				△1,855
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	1,776	△58	1,717	1,717
当 期 変 動 額 合 計	1,776	△58	1,717	1,773
当 期 末 残 高	15,618	△2	15,615	82,564

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、徳島バイオマス発電設備については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務、外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

定期預金	17百万円
建物	4,724百万円
土地	524百万円
計	5,266百万円

上記資産は、預り敷金保証金（1年内返済分を含む。）4,837百万円ほかの担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

80,012百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入金等に対する債務保証

(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル	1,358百万円
(株)アクラベニタマ	186百万円
社会福祉法人石井記念愛染園（連帯保証）	887百万円
計	2,432百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,657百万円
短期金銭債務	2,599百万円
長期金銭債権	184百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	6,328百万円
営業費用	18,100百万円
営業取引以外の取引高	797百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,315,904株	5,345,934株	236株	21,661,602株

(注1) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加5,074,000株、所在不明株主からの買取りによる増加249,717株、単元未満株式の買取り請求による増加22,217株であります。

(注2) 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	221百万円
未払事業税	63百万円
たな卸資産評価損	125百万円
退職給付引当金	2,386百万円
有価証券評価損	1,041百万円
減価償却超過額	124百万円
減損損失(土地)	38百万円
その他	387百万円
小計	4,388百万円
評価性引当額	△1,130百万円
繰延税金資産計	3,257百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△120百万円
固定資産圧縮積立金	△1,701百万円
その他有価証券評価差額金	△6,720百万円
その他	△268百万円
繰延税金負債計	△8,811百万円
繰延税金負債の純額	△5,553百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	373円13銭
2. 1株当たり当期純利益	13円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、単元株式数の変更にかかる定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第210回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしました。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、100株単位への移行期限が平成30年10月1日に定められました。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記2. に記載の株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について、10株を1株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の977,011,000株から97,701,100株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法及び割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

97,701,100株（併合前：977,011,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数（予定）

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	242,939,284株
併合により減少する株式の数	218,645,356株
併合後の発行済株式総数	24,293,928株

（注）「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の影響等

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の動向等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 今後の主要日程（予定）

定時株主総会開催日	平成30年6月28日
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日
本株式併合の効力発生日	平成30年10月1日
定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額	3,731円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	135円11銭

（備考）金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。